

議案第36号

時津町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和8年6月2日提出

時津町長 山上 広 信

時津町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

時津町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成8年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,080円」を「1,440円」に、「1,620円」を「2,160円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の時津町職員の特殊勤務手当に関する条例（次項において「改正後の特殊勤務手当条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 改正後の特殊勤務手当条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の時津町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の特殊勤務手当条例の規定による手当の内払とみなす。

「提案理由」

令和8年4月施行の人事院規則9-30の改正に伴い、職員の特殊勤務手当における災害応急作業等手当の額について改正する必要があるため、この議案を提出する。